

検察審査会法の一部を改正する法律案要綱

第一 検察審査会議の会議録における記載事項の法定

検察審査会議の会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- ① 検察審査会議をした検察審査会の名称
- ② 検察審査会議の日時及び場所
- ③ 検察審査会議に出席した次に掲げる者の氏名（ホ及びへに掲げる者にあつては、官職及び氏名）
 - イ 検察審査会長又は臨時にその職務を行う者
 - ロ 検察審査員（イに掲げる者を除く。）
 - ハ 臨時に検察審査員の職務を行う者（イに掲げる者を除く。）
 - ニ 審査補助員
 - ホ 検察審査会事務官
 - へ 検察官
 - ト 審査申立人

チ 証人

リ 専門的助言を徴せられた者

④ 検察審査会議を傍聴した補充員の氏名

⑤ 検察審査会議の議題

⑥ 検察審査会議における③のイからリまでに掲げる者の全ての発言

⑦ 検察審査会議において議決をした場合にあっては、議決をしたこと並びに議決の趣旨及び賛否の数

⑧ 検察審査会議において審査を行った場合にあっては、審査を行った事件に係る次に掲げる事項

イ 審査申立人の氏名又は職権による審査である旨

ロ 被疑者の氏名

ハ 被疑事実の要旨

ニ 不起訴処分をした検察官の官職及び氏名

⑨ ①から⑧までに掲げる事項のほか、検察審査会長が特に記載を命じた事項

(第二十八条第三項関係)

第二 検察審査会議の開催の状況に関する事項の公表

検察審査会は、検察審査会議を開いたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならないものとする。

- ① 第一の①及び②に掲げる事項
- ② 検察審査会議に出席した第一の③のイからリまでに掲げる者のそれぞれの人数
- ③ 第一の④の者の人数
- ④ 第一の⑤に掲げる事項
- ⑤ 検察審査会議において審査を行った場合にあつては、議決の有無

(第二十八条の二関係)

第三 審査補助員の増員

- 一 審査補助員の数を二人以内とするものとする。 (第三十九条の二第二項関係)
- 二 検察審査会は、再度の不起訴処分の審査を行うに当たっては、審査補助員を二人委嘱しなければならないものとする。 (第四十一条の四第二項関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの
とすること。 (附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。